禁

兿

載

會學濟經學大國帝都京 散語冷冽終四

號 三 第

卷二十二第

行發日一月三年五十正大												
合衆國における勞働銀行に就いて 經濟學士	雑錄	スミスの施民地矢内原教授に答ふし:經濟學士	スミスの植民地機に矢内原教授に應ふ:法學博士	說苑	勢働組合ご月給取階級・・・・・・・ 法學博士	時	理性ご現實文學時士	統計による因果關係の研究・・・・法學博士	國際營業の課税・・・・・・・・・・・・ 法學博士	横濱及び神戸の開港事情・・・・・・文學博士	「大學」に見はれたる經濟思想法學博士	論叢
松		艮	Щ		河		米	財	亷	\equiv	田	
間		田	本美		田		田庄	部	戸	浦	鳥	
孝		==	起		嗣		上太	靜	īΕ	周	錦	
兒		郞	沙		胍		郎	治	雄	行	治	

營 業

肿

戶

正

雄

緒言(本論の目的)

第一段「國際營業課税の困難(一國際營業課税困難の事情二問題の税種人所得税よ收益税い外形標準主義下にろ純益標準主義

下に)

第二段 |関際營業課税難の解決方法(||本店所在地と支店共他の營業設備所在地との間の分配方法||4専ち本店にて綜合的に課 (b)酸備の賃賃價格と從業者班とに依る主義い其長所の其短所2業種により外形標準の組合せを別とする主義の其長所(b)共短 い。其長所の共短所F。從業者の俸給額に依る主義い其長所の共短所G。諸多の標準の結合に依る主義い所得と或他の外形標準と 短所C資本命翻に依るの主義い共長所ろ共短所D土地建物の賃貸價格に依るの主義い其長所B共短所E從業者數に依る主義 準を結合する主義1|一般的に一定の組合せを定むる主義3|翼上高土地建物の賃貸價格從業者敷に依る主義い其長所8|其短所 を結合する主義1)所得と資本とに依る主義(4)共長所(b)共短所2)所得と給料額とに依る主義(4)共長所(b)共短所(6)數多の外形標 い,其長所ろ,其短所二,各營業體備所在地への分配標準A,所得に依るの主義い,其長所ろ,其短所B,總收入に依る主義い,其長所る其 する方法い、其長所。

「共短所B本店支店等各別に課税する方法」い、其長所。

「共短所C本店の爲めに特別留保を爲して課する方法」

結論(全文の要旨)

論 叢

顕際營業の課税

(第三號 三九) 四九九

綸

緖

此の如 に依り所任に依りて營業に課税するだけにては、其が單一地又は單一國にのみ營業所を有つこき ならね。之につき船舶の如く相互主義によりて発税 には問題は簡單であるけれども、其が數多の地方、 て餐業が に之を課税すべきか、 人主義に依るさいふ譯にも往くまじく、 きものを及ぼすこごは出來兼ねる。今日、 營業課税は面倒なものだ。一地一國限りに働く營業だと文句はないが、近代交通の發達に伴ふ 恐らく屬物屬人併用主義中の何れかの一の主義を採る外なきことへならうが(註三)、其の物 きは國際船舶の如き特殊のものについては行ふて良いだけで、廣く商工業に亘つて斯の如 齊しく不動的の物でも土地家屋では物的の所屬が明かであり、一しかあり得ぬ(尤も數多 他地方他國にまで手を延ばし、 如何に此等のものゝ間に税を配當すべきかの標準を見出すことが六つかし それかさいふて純然たる魔物主義に依るといふこごも出 足場を廣げるときに、勢ひ税權の管轄爭が生じなければ 國際的營業に對して課税するのに、真道に純然たる屬 國に亘るときに、 (註二) といふことにでもすれば、 此等を管轄する税權が如何 簡單だが、

の地

方

國にまたがる大な土地、家屋といふことも想像し得るが、其は各地各國に分別して課税

一國、一地方のみに限られたる場合と殆んど異らぬことが出來る)。

ij

することが容易であり、

12 n iż 對 ども營業は數多の稅權區域に亘つて行はるへことが可 未解決 1, Ť 如 |の問題に屬する(註三)。だからして茲に之が解決方法についての所見を述べ 何 i せば重複課税たらしめざるを得るか は頗る困難なる問題でなけれ なり 頻繁であり、 の營業收益又は所得 ばならぬ。 たならば、 實に

學問 問題として扱ふ 上にも實際上にも有益であらうと思 が 併し 勿論、 其際、 地 方間 ふたに因つて敢て此文を作る。 のことを参照し、 そし τ 結 茲には主さして國際 論 は此 地 方 艄 0) 13 Ł 進 間 σ

し得る。 將た加 之 母 國 殖 民地 間 にも準用して可である(註四)。

舶所得につ いては、 Ħ 类 米に 相互 一主義的 ĸ 外國人の 分に発稅する規定

獎匈繼承國間の一九二一年の協定が其である。 此事は前論文に述べた。

* 英本國と殖民地との間には、 ᆂ Иţ 諸多の關係稅機の問に納稅義務者を正當に分配する問題は營業については未解決だといふて居る。3) 此 「重複課税を避くるが爲めに特別なる方法を採用した。 即ち一九一九年に任命さ 'n たる

所得税につきての帝國委員會が次の如き勸告を決議し、

一九二〇年、英本國は共財務法中に此趣旨の宥恕を規定し、

猟

尺地

續いて之を採用し、

此本國と殖民地と双方から課稅せらるゝ所得に對しての宥恕の桑額は此二のものゝ中の低い方のに齊しかるべく、 の中の高い方の分に相當なるだけは負はなくてはならぬ。 きでの宥恕を納税者に與ふる爲めに必要なる其上の救済は、 ム宥恕の最高率は、 所得につき課せられたる殖民地所得税の全部が控除せらるべきである。 多くのものは之に一致したが、皆な凡べてが、 英本國所得稅率の半分を超へざるを要す。 撕くて第一に英本國所得稅(追加稅の分をも含む)の相當 さうしたといふのではない。 當該網係殖民地 第二に、 全額が英本國と殖民地との二の殺の の方にて興 尤も如何なる場合にも、 帝國委員會の勸告 へらるべ きものとする 英本國 1の要點

者は此二

殺よりして、

同一

へらる

方に達する

國際營業の課税

第二十二卷

(第三號

Reddish and Teverson, Principles and practice of income tax etc. p. 74. Seed and Rawlinson, Double income tax relief. p. 110-111. Stamp, Current problems in finance and government. p. 201.

あり

經濟論叢、前號、27. Jensen, Public finance. p. 171. $\frac{2}{3}$

r \$ ふ の だ。(4)

第 段 戜 際營業課稅 0 凩 難

稅 囡 際 營業課 稅困 難 の事 情 税を 物 的 ŀ 課 稅 す á に於て簡 崩 1 0) は 土地家屋であ Ž, 其 から 何 0

のに比 角其 に解決するが、 店 營業には往 ち其所在だとしても良 爭を生じ得るけれども、 ら成立つて居れ **さいふこさはあるが、** 出 權 出 が 來 に魔すべ して 張所、 表現 問 々に 的 題 は捕捉の六つ 分工場さい は容易に解決さるく。 ž なだけでは之が所在は んは、 して、 此が異つた税権に屬し、 カコ は 土 岉 其にしても有形的に此を分別して各國、 (; 地 的 カコ ふことは珍らしとせぬ。 企業單位に屬す ō 其所在地といふものは一あつて二あり得ぬ。 には爭ひはない。 家屋 L 處が營業となると、 ŭ で同 ġ 0) 其他 眀 様に其所 ۲ 宗され Ç, 特に其も地方と地方となればまだ解決し易い る數多の店、 Ø ል 事 之につき其所在 有形動産に至つては可動なだけ る。 在地 から ゎ 表現 其が 或 にて取れ る は之が 的であり不動 (註五) 凡べて I 場 持主に従ふものとして持主の ば良いので、 若 地 る此 Ō 一税權の 事 各地方に於ける所屬を定め 稅 務 的 'n 欋 所 唯 の と其所有者の 二の國 區域内に 12 ż 設備 稅權 のでもあ の店、 に問 などが の争 又は地 あれ 題 á は起ら 稅 は起るが đ) が ば問 の工 權 þ> h 方に ح 得 題 場 住 'n 前 0 國 所 るこ 跨 0) 記 間 は で図 簡單 處 み カゔ 兎 _ታኝ 12 の 支 は カ۶ カっ Ġ ÊD Ġ ح 3

'nΣ

Seed and Rawlinson, l, c. p. 2-5. 116. Crobaugh, International comity in taxation. (Journal of Political Economy. April. 1923.) p. 270. Shirras, Public finance. p. 173.

なる。 の店舗、 其等の所得收益が別々に計算され得るときはまだ良いが、 二問題の稅種 獨立活動の方面もあるが、义共通して活動する部分もある。其れだけにては又一企業單位の全體 73 0) に止まるに於ては最後の段階たる設備のみが明確なる收益所得を生じ、 との間に分れて一企業の設備が數多存在するときには、勢ひ課税難ともなり、已むを得す重複課 するか六つかしい カコ ば、 ら其々の局部に相當なる負擔を分別する標準を見出すこさが難いとしなくてはならぬ (柱五) さりとて如何にして全體の收益、 併し此が生ぜぬ 此最後のもの~準備たるに止まつて、 セリゲマンは、營業利得の場合には問題は一層錯綜することゝなるといふて居る。かりだマンは、營業利得の場合には問題は一層錯綜することゝなるといふて居るか 工場といへども、 此單一企業に屬する數多の店又は工場が各並行し獨立して營業し經營され、 |問題といはなくてはならぬ。若夫れ一企業内に並行獨立して經營せらるヽ別異 からといふて其設備を管轄する税權が全~之に課税せぬといふことは出來 其等が一企業に屬する以上は、完全に獨立しては居らぬ。各部として 所得の中から此等の準備的設備に相當したるものを分別 其自身直接には何の收益所得を生せぬといふことに 各設備が單に全體の仕事の單なる段階 前の方の段階に屬するも 隨 つて

論

蔲

國際營業の課稅

第二十二卷

(第三號

四三

四三三

問はず) (A) 所得稅 の所得中からして如何にして各國各地に散在する所屬設備に相當する部分を區別す ――にては何としても問題となる。一營業單位(自然人に屬すると法人に屬するとを るか

> Seligman, Essays in taxation. 8 ed. p. 124. 5)

此人は其内地にて有つ營業の所得だけについて我邦にて所得稅を物的に課稅せらるゝ こ と ゝ な 多くの場合、 良いといふことになると、 ら來る分につき外國にても當然課稅することになるのと重複課稅となるを発れす、 外國より生ずる分につき捕捉難といふことは免れぬ。其は已むを得ぬとしても、 人たると 外國人たるとを問はず)、 内外何れの處にもつものでも其凡べての店舗工場等より生す 六つかしい。我現行所得税法では、 それから前記の條件にかヽらざる人、卽ち在外國の人が我邦にて有つ所の營業、其れは恐らくは る凡べての所得に人的に課税すどいふから、此分は課税方法としては簡明だが、併し一面には其 此終の場合、彼の全營業所得から内地關係の分のみを分別するといふことが又、六つかしい 外國に本店があつて內地に支店出張所分工場などを有つ場合であらうが、 此外來の分を全所得中から分別する方法に困るといふことにもなる。 我邦に住處又は一年以上の居處を有つ自然人及法人は 他面には外國 其は避けたが 此場合、

場毎に誤税し、隨ふで内地の分のみを課することへなり、其以外の營業にては内地と外國とに涉 現行營業税法も亦此趣旨であり、物品販賣業を初めとして特に指定したる營業にては當然、 るものは内國に於ける課税標準を見積りて課税すといふから此も矢張り內地の分のみを課するこ (B 收益稅 ――たる營業税にては、税質上内地分のみを分別して誤することへなるであらう。我

といはなければならぬ。

衡がある。ろ今度の改稅案が通ほつて營業稅が純益又は所得に依るの主義をさることになれば、 がある。従業者數、建物賃貸價格に至つては分別一層容易ではあるが、尚ほ或度まで類似の不均 ればならぬ。此れ亦、改税案の一缺點だ。此點からいへば現行制の方が改税案よりは、 國際營業の内地にて得る分を分別することは所得税について前にいふたと同じ困難に出會はなけ ある分さの關係が不均衡ださいふこさにはなり得る。矢張り茲に公平なる分別の困難さいふもの 入金額に至つては、分別して分別の出來ぬこさはないが、企業單位の全體から見て其さ其內地 どになる。い其につき此迄の外形標準主義の**下**に、旣に資本金額には分別難がある。賣上金額收

第二段 國際營業課税難の解決方法

(一本店所在地と支店其他の營業設備所在地との間の分配方法

は異り、 所在地稅權は全く課稅せずとすることが出來る(註六)。此は人的に營業の持主に就きて課するのと 其の本店所在地稅權が其各支店分工場等より來る凡べての所得を一括して課稅し、支店支所等の A専ら本店に於て綜合的に課する方法 矢張り一の物的の課税方法ではある。營業所有者の住處と營業本店の所在地とは必ずし ――各營業につき物的に(人的でなく)課するとしても、

(第三號 四三五

國際營業の課稅

四五

(第三號 四六

も一致せぬ。 其一致せぬだけに於て此方法は人的課稅方法とは異る。

(柱六) a理論上、セリグマンは、一國が法人を其法律上の住處、

の營業についても、

此の如き方法が亦一の方法としては存し得る。

() 質例としては、英國を擧ぐるを得る。此國にては、外國關係の營業につき全利得に課するか、此國に送越さる ^ 利得の

共にて得わる > 利益につき支拂はなくてはならぬもの > 外は、醬業利益は其活動が外國に及ぶとも、本店所在國にて課稅す 其本店が外國にありて支店が内地にあり而かる持主が内地に住する場合にも内外より來る凡べての營業所得に日本にて課稅 店の分のみにつき日本に納税する。自然人にありては其もつ警察の本店が日本にありて其人の住所も日本にあれば、内外の 蘭との關係では、 店 といふから、 につき屬人主義と屬物主義としての本店主義との一致を見るが、自然人については本店主義ではなく、外來所得には屬人主 の所得税を課し、外國から生ずるものには之を課しない。即ち日本法にては法人では外往所得に屬物主義をとり、外來所得 さるゝことゝなり、外國に住する人の内地にもつ支店は勿論'內地にもつ本店についても'內地にもつものだけについて日本 店より來る兄べての所得に對して日本で納税することになり、(日本に住する外國人には外國にある店より來るものを免ず) あれば外國支店の分にも此不店處在地たる日本にて所得稅を課稅せられ、外國に本店をもつ法人の日本に於ける支店は其支 する。で英國では外往所得には此主義を貫かねが、外來所得には此主義を採る。日本にても、法人にあつては日本に本店が て管理せらるゝ場合には全利得が課せられ、其が外國にて管理せらるゝときには、英國にまでの送金のみに課す。英國と變 に課するかは住處に依らず、決定的の力は營業の真の支配の存し又は行はれ得る場處といふことであり、一の營業が英國に 2の所在地にて課する。 假令、共誉業利得の最多くのものが闕内の他地方から得られても然りといふことである(此場合、 外往所得には屬物主義を採る。それから墺包繼承國が一九二一年羅馬にて協定した所によれば、支店が其所在の國に、 條件附ではあり完全ではないが、主義としては此にいふものを採る。尙ほ米國の地方稅では一般に財産稅を本 本店のある處で全利得が課税せられ、支店の所在地では、其支店にて得らるゝ利得に關するだけにて課稅

Seligman, Income tax. 2 ed. p. 647.

Reddish and Teverson, l. c. p. 83. Seed and Rawlinson, l. c. p. 88. Stamp, l. c. p. 189. Crobaugh, l. c. p. 272. Seligman, Essays in taxation. p. 118.

即ち本店處在地にて課税するを得といふて居るが、自然人

財産税を營業から見れば營業稅營業所得稅の代りのものと見ることが出來る)。

といひ得る。2そして此に依れば各部につき課税標準を分別する必要もないから取扱は至極簡明 ――1 此方法は本店さいふものヽ事業の全體に對する重さから見て或度まで正當だー)

なるを得る。3又此主義が各國に行はれたならば重複課税もなくて濟む。

ことになり、財政收入上にも缺陷を生する。3 そして本店のみにて課税する結果として、支店等 為め相當に盡して居るのに、全く之に對し課稅し得ぬといふのは、あまりに不公平だ。又、此方 の分が逋脱されるといふ實行上の危險も少くない。 法が各國に於て行はるへのできは、營業者は相率ゐて課稅の比較的低い地に本店を置くことにな を持つ。此によれば本店所在地税權が過當に有利となる。支店支所等の所在國政府といへども其 此點からしても愈々以て不公平なる分配を助ける。2 其は軈がて支店所在國の財政を困らす (の其短所――1)併し此方法は何といふても關係國に對しての配分の公平を得ねといふ大缺點)

れ相應の課税を爲すのである(註も)。之を國際的に公平に行ふ爲めには勿論、本店支店等の所在地 B本店支店等各別に課税する方法 ――此は前の方法の反對で、本店のみならず、支店等にも其

が凡べて一定の標準によりて分配することくならなくてはならない。

(註せ) 獨逸では一企業下の諸多の營業所が獨逸各邦に涉り存するとき、分割的課税の行はるゝことゝなる。一九〇 九 年

1十二卷 (第三號 四七) 四二十

以

護 國際營業の課稅

讑

れる。 來 各の確定的なる場處的の設備(定住營業の經營に役立つ所の)が營業所と見られ、 此にて定着したる營業の本店が營業所とせらるゝのみでなく、支店、工場、仕入場、 且つ其の所在國から課すべきものとさ 賣場、 倉庫 監督處、

(第三號

四八)

所を定めたる營業又は其收入には府縣稅を課するを得ずとして居る。 業を行ふ爲めに企業者自らにより、其の仲間、支配人、又は其他の代表者によりて維持せらる^營業の設備も營業所とせら は其支所の不動電以外の財産及所得は其カントンの稅權に服せしむとある。日本の地方稅にても、納稅者の府縣外にて營業 Ιţ よりて維持せらるゝ營業設備に課せられる。 本店のみならず、支店、工場、賣買所、事務所、其他、營業の實行の爲め企業者自身、其仲間、支配人又は其他の代表者に りて分配的に生ずべきものとされた。パイエルンの一九二一年の營業稅法にても、此國にて營まるゝ營業が之を課せられ、 れる。そして其營業所の存在する各邦にて全營業の全收益が課せらるべからずして、課税はむしろ此場合、 課税が分配的に行はるべしとせられる。チユルヒアーの重複課税回避条にも、カントン領域内にて咎まるゝ商工企業又 諸他の國にも涉る諸多の營業所が組織的に統一ある全營業として合一するとき

諸多の各邦によ

(い其長所--1 此方法は各の關係稅權の財政收入を相當に有利さする。2 各稅權は其が本店)

を使つて居る所だから、之に應じて相當の分配を受くるのが至當ではあり、此方法は之に適應す の處在地たるこ支店等の所在地たるこを問はず、何れも其營業所で關係を有し、之が爲めに費用

國の間に之につき協定が出來て、相並んで行はれたならば、先づ大體に於て重複課稅を避けるこ る。3 此れは又各關係地にて監督することゝなつて稅務行政上遺漏少きの利もあり、4 そして各

さか

出來る。

(ろ其短所・

(1)た《此方法に依るどきに、

本店といふものへ企業の全體に對する重さに考へ

8) und Mühlfeld, Bayerisches Gewerbsteuergesetz. S. 31. der Doppelbesteuerung. S. 131.

Lotz, Fw. S. 274-5. Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 201. Ringelman, Zürcher, Verbot

ては、 カ> ら並に實行上の見地からして、各地に分配するについて適當なる標準の求め難いといふことも 之を支店並みに扱ふことの公平を缺くと思はるへ節がある。 2それから齊しく公正の見地

あ る C本店の爲めに特別留保を爲して課するの方法 ―卽ち支店分工場等の所在地にても課税する

カ> 地税法に依れば當然課せらるべきものゝ一定部(例之四分一)は本店所在地稅權にて先づ以て課稅 本店所在地にて特別に多くを課せしむる方法で(註さ)、其為めには其企業全體に對し本店所在

應、 定部を留保し、 一定の標準によりて本支店所在地税權の間に分配し、特に本店所在地税權には全體に對する 前標準によりて本店所在地に分配せらるべきものが此一定部に遂しないときに

其殘に當る部分を本店支店分工場等の所在地稅權間に一定標準にて分配するか、又は先づ一

は、 注八 各支店等の所在地の分を接分削減することにしたら良い。 の四分一腚のものを本店に留保すべしとした。普魯四の地方營業稅の分配にては、全所得の十分一が本店所在地に 留 殘のものが一定の標準によりて本支店所在地に分配せらる 1。 私は塔て地方税に闘し、 此方法を提案した。當時、從業者の報酬金額を標準として本支店所在地に分配し、 但し全體

併し第二法の本店『在地の重さを無視するの缺陷を発れ、 (1)此方法は第一方法と第二方法との中庸を採つたもので、 第一法の如き本店所 本店所在地に相當 0)

在

地偏重を避け、

蔲

國際營業の課税

(い其長所

拙著、租稅研究、第三卷 321-2. Birnbaum, Gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland, S. 43. Asch, Gemeindefinanzen und-steuern in Preussen. Adickes-Falk, Kommunal Abgabengesetz. 6 Aufl. S. 120.

(第三號

四九)

(2)勿論此により各地の財政收入にも相當の貢献を為し、3)實行も左まで難からず、特に第一法に 重さを認めつゝ、支店等の所在地にも相當の配當を得しむるの故に最も公平に適うと思はるゝ。

ば、 見る如き輕枕地へ本店を殊更に移すの弊にも陷らず、4之につき各國の協定協力さへ 得ら るれ 大體、重複課税は避けられる。

んずる外なく、そして若干の質行難も已むを得ずとするならば、此方法は少くこも他の方法に比 に於て嚴格なる公正が得られたとはいへない。併し此種の問題には大體の公正を得るによりて甘 といふことも嚴正にいへば問題とはなる。夫の一定部の選み方、各地への分配の標準といふこと ろ其短所 -()たゞ此方法は餘りに巧みなだけに、實行上多少の面倒を発れぬ。2 且つ公平)

二各營業設備所在地への分配標準――上記の如く本店所在地と其他の營業設備の所在地 きかに就きては、色々の標準が考に浮ぶ。左に之を列擧して比較研究して見やう。 は或度まで等差を附けて分配するのが適當だとして、各營業設備への配當標準として何を選むべ どの間に

しては最勝れた方法といふて良からう。

するどいふ主義がある(註九)。 A所得に依る主義 ――先づ其々の營業設備に於ける所得を計算して之に應じて各關係地にて課

(胜九)

| 我國所得税にて、外往所得といふべきものに此が行はるる。即ち日本に住處又は一年以上の居處を有せざるものが日

業利得は各國が其境界内に存在する設備により生ずる所得の土に課税すること」なる。 業所得主義となれば此にも其が行はる」こと」ならう。それから一九二一年の羅馬に於ける墺匈繼承國の協定に依れば、 本に臂業を有つとき、其い所得につきて所得稅を課すといふので、之を採つて居る。今度、營業稅が外形標準主義から、

ことが出來、3又其實行さへ出來れば、之によりて大體、重複課稅も避けられる。 行ふどするのが最公平なる分配たること爭はれない。2其によりて各地相當の財政收入を收める行ふどするのが最公平なる分配たること爭はれない。2其によりて各地相當の財政收入を收める のみを課税し、乙地税權では乙地營業所の分のみを課税し、尤も中央本店の分に多少特別留保を る所得と乙地の營業所に於ける其とが明かに分別し得るならば、甲地稅權では、 (以其長所) --1.此は出來れば、 最公平ではある。同一企業單位に屬する甲地の營業所に於け 甲地營業所の分

(ろ其短所――1)併し元來、營業所得其ものが、所得中でも捕捉難なものであるといふ實行上)

の障碍のある其上に、一企業下に甲地乙地に分れて營業所が存在し、此二のものが不可分的に作

其各が一の全營業の別方面又は異つた階段ださいふ場合に、其所得を二箇所に分別するこ

だ所得といふべきものを生じて居らぬといふことになる。甲乙丙地とても此企業につき或度まで 税收入を得なくてはならぬのに、此方法によりては分配のしやうがないといふことになる。 工場、丁地に販賣所をもつ場合には、見樣によりては丁地にのみ所得があつて、甲乙丙ともに未 とは六つかしく、强て分別するときは、 例之、 甲地に牧場を、乙地に乳製品工場を、丙地に鑵詰 甲地

國際營業の課税

第二十二卷 (第三號

10)

の店 は中央販給所で、乙丙丁地の店が小賣店だといふときにも、 論 溲 國際營業の課稅 第二十二卷 甲地に所得なし、隨つて此地の

Ö 税權に税收入を與へずといふのも不當であり、 甲乙丙丁地の店が凡べて齊しく小賣店だと、 さりとて此方法しよりては之し分配のしやうがな 別々に計算が出來るやうでもあるが、 其等が一

企業單位の一部だといふと凡べてに共通なる營業費さいふものがあつて、

真の各店別の

所得とい

此配當實行難の虛に乗じ、營業者に於て比較的輕稅の地方へ出來るだけ多くの所得を向けるやう 實行難あるに拘らず、强て實行するとすれば、 に人工を加ふる餘地もあつて、 ふものは見出し難いといふこともある。 此點からしても益々不公平となる(#II)。3 其結果、或關係國に 全〜此方法には實行難といふ大缺點がある(註1○)。 配當の不公平といふことにならざるを得ね。 2) 此 特に

の 税權が税收入上、大な缺陷を見出すことにもなる。

さりて甚しき財政收入減さなるこごもあるし、

前記、

所得の見樣によりては、或營業所の所在地

証し **註** 0 ジエンセンは、 スタンプは、 單一事業の利得が二の税**擋に**分配さるべきときに、 行政眼からして、國際的性質の營業につき純益を決定することは困難だ。全體としても此營業の純

(B總收入又は賣上金額に依るの主義) 益を定めることは十分困難だが、其よりも一層困難なのは、全利得中、其國内の營業より生ずる部分を決することであると 法を選む技巧の大なる餘地を生ずるといふて居るo ――所得の代りに總收入を持來ることも出來る(註1三)。 税の輕き方へ、利得の重さを置くやうに決定の方

11) Jensen, l. c. p. Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 111 12)

此は一部、我國の現行營業稅が採つて居る。勿論其が此のみに依るのではなく、他の標準をも併用しては居る。又

我地方税でも、

例之、大阪府では其他の營業所が他地のと聯絡して分別し離き場合、其地に於ける製造品の價格又は其版寶 銀行、信用業務にては、 全所得の十分一は本店所

代金の二分一を收入金とすることがある。背魯西の地方税にても、保險、 在地に留保し共殘餘を關係市町村にて得らるゝ總(グロス)收入の割合にて分配すといふことになつて居る可 (い) ―1 此總收入又は賣上高は多くの營業については、少くとも所得に比しては捕捉

平に分配することが出來る。4 此方法によりては又後にいふやうに或地方にて配當を得ねといふ でもあり、3 更に所得ほどには行かぬが、之によりて所得の大體の目安は得られ、各地 し易い。其れだけに於て實行容易である(註一三)。? 其捕捉易なだけに於て收入の確實だといふこ に略ば公

やうな不都合は生ずるが、併し其の行はるヽ限りに於て、重複課税はないことを得る。 居る。三

シュワルツは、商業的所得の分配にては、支店營業の關するだけにて取引高が分配標準として許さるべしといふて

商業との合體するどきにても、 は賣上高又は總收入はなきことヽなり,其存在する所の地方は收入を得ざることヽなる。 に賣上高を伴ふから宜しいが、既に工業と商業との一體を爲したる場合には工業の行はるヽ處に ろ其短所 ―(1)此方法は一企業單位に屬する營業所が凡べて商業を爲すときには各地) 甲地のは中央配給所、乙地丙地丁地等のは小賣店だといふときに

第二十二卷 (第三號 五三 四三三

中央配

紹所

々在地不利さなる。

卽ち工業所在地、

は、

滚

國際營業の課稅

甲地には賣上高なしといふことになりて、

商業と 心に相當 Birnbaum, a. a. O. S. 43. 13) Adickes-Falk, a. a. O. S. O. S. 30.

Schwarz, Das Gemeinde-Abgabenwesen Deutschlands. S. 16.

14)

1

謐

第二十二卷

之を捕捉しても不公平。何れにしても不公平なるのみでなく、抑々又賣上高又は總收入では所得 此にも配當しなくてはならぬのに、其が六つかしい。實行難となる。2 强ゐて此等のものに於け る取扱高にも課するとすれば重複課税の嫌も生じて來る。3之を捕捉しないでも不公平、 强ゐて

に比しては尚ほ本當の能力表示とはいはれぬといふ根本的の不都合もある。 4 そして嚴正に總收 入を解して夫の工業又は中央配給所々在地に配當しないときには、其所在地の財政ミしては大に

(C資本金額に依るの主義(註|四)

迷惑を感じなくては濟まね。

Ħ 法人につき内地に於ける其の營業の資産金額を見出して、此と其事業の内外に亘る總資産金額との割合から計算しやうとし 此は現行の我が營業税の一部に行はれ、そして所得税中の法人の超過所得計算の基礎たる養本金を見るほめ、外國

略ば捕捉し易き工業などには行はれ易い。2 隨つて其れだけでは財政收入の確實といふこともあ い其長所-

收入の如く或營業所の所在地に配當の全く出來ねといふやうな不都合もないことが出來る。 目安さして之に依るの各地への分配が大體、公平なものといひ得る。 9 (3)重複課税も避けられ、4)之により所得ほどではなくとも、所得の間接表示として其の一の) 特に前に擧げた所得や、 總

(の其短所――1)併し此は多くの簡人營業にては捕捉し難いといふことを一大缺點とする(ほ)

五)。そして之を捕捉したさしても、一業體の中でも、牧場、工場、販賣所が並存するさして其捕

捉難易の度合は同一でなく、後者ほど六つかしいといふ不都合がある。2 斯くして各税権に不公

平なる分配となるの弊もある。又,所得の大さに應ずるといふ見地からして、資本金額の大さに よりては此に應じて居らぬさいふこさがあり、此點より生ずる不公平配當さいふこさもある。3)

其等の爲め或稅權に於ける財政收入を詰しく不利とするといふここが生じ得る。

入金又は所得の割合其他適當なる方法に依るべきことを規定して居るのに囚つても分かる。 此資産の計算の困難なる場合あることは、前記、我所得稅の超過所得計算上、此に依るを不適當とするときは、

(D土地建物の賃貸價格に依るの主義(註I大)o

我邦の現行營業税の一部が之に依つて居る。

まで之を持ち、各所とも之に應じた分擔を爲すことによりて、其所在地の稅權に公平なる分配を る。2斯くして此が最實行易のものであるのみならず、營業所といふ以上は、何れのものも或度 に於て、並に各地分別的であつて各稅權に分つの容易なることに於て、他の何れの標 準 に

(い其長所――1)此は外形標準中にても最表現的のものだから、最ら捕捉の容易だといふこと

譔 國際營業の課税 第二十二卷

爲し得る。特に此によりて、其々の營業所が所在地政府から受くる保護、

(第三號 五五五 四三五

利益の度合が大體、良

國際營業の課稅 第二十二卷

く現はされる。3 斯くして各地殻權が何れも相當に大な收入を收めることが出來、4 各國が相率

ゐて之を採れば重複課稅も避け得られる。

爲めに分配に不均衡を生する恐がある。其人的元素も亦た其所在地との關係をもつ所以であり、 (の其短所――1)唯だ之によりては營業所の物的元素のみを捕へて人的元素を見逃がすことの)

店としても甲乙地間にて、賃貸價格と所得とに均衡ありや疑はしい。2其結果としては或營業所 よりては、 之を見逃がすのが缺陷である。特に單一企業に屬する別箇の種類の設備にて、其賃貸價格のみに 例之、工場と賣店との間の如きにて工場の方が過大の配當となる傾がある。 同じく賣

の所在地財政が甚しく困ることを生じ得る。

世七 我營業税に一部利用せられて居る。

(E従業者の敷に依る主義(註ーセ)。

りて各地に相當公平に分配するを得る。特に従業者の多少といふことは所在地政府に厄介を掛 い其長所-−1 此は捕捉が大體易い。2 そして各營業所ごもに相當の從業者を持ち、之によ)

る程度とも關係して居る。3各地税權とも之に依つて相當に收入を擧ぐることを得る。4重複課 税を避くるにも足る。

の其短所 ―1此が最大の缺點は公平な分配といへないといふことである。特に全企業の所

五六

(第三號

四三六

得と各所従業者の數ごに均衡ある關係ありとはいひ難い。從業者の中には高級なるあり、 低級な

るもある。有能なのもあれば無能なのもある。其を頭ごなしに計算しては公平とはいへない。又

事業單位の中でも人に依ること多き賣店の如きがあり、人に依ること少き作業場もある。

々在

從業

者の數のみによりては公平な分配とはいひ彙ねる。2斯くて此方法に依るときに或營業所

の財政收入上にも困ることが生じ得る。

(F從業者の俸給額に依るの主義(註1八)、

私は嘗て地方間の分配につき、之を標準として分配し(尤も少くとも金所得の四分 | を本店に留保し)たら良からう -1)此は從業者の數に比しては劣るけれども、

は押さへられるといふ利をもつ。2而かも従業者の敷と異り、其階級、能力によりて自ら彼等の (い其長所

體 稅 て3各營業所々在地さもに相當の收入に與かることが出來、4勿論各國が此主義を採れば重複 全企業所得に對する影響の異る度合が表はれて、其に比しては一層公平なるものたるを得、 は避けられ (ろ其短所 る。

-(1)缺點は多少捕捉の六つかしいといふことであり、2 其のみならず、此にては 四三七

第二十二卷 (第三號

五し

國際營業の課稅

捕捉が左まで六つかしくない。大

捆著、租稅研究、第三卷 321-2. Birnbaum, a. a. O. S. 43. Adickes-Falk, 15) a. O. S. 120. Asch, a. a. O. S. 30.

(第三號 五八

į

尙ほ事業の人的方面のみを見て、物的元素を閑却して居るだけに於て、茲に一の不公平を生する

間隙が あり、3 隨ふて或地方の收入を困らすといふこともある。

G諸多の標準の結合に依る主義——上記單獨標準にては何れによりても完全を得ることが

例 (ある重なるものは左の如くである。 ぬので、

此等の或ものを結合するの主義を生じた。此には色々の組合せが考へられ得るが、

出來

其實

い所得と或他の外形標準とを結合する主義

1所得さ資本とに依る主義(註-九)

普魯西の地方營業税は所得と資本と(地方によりては所得と給料額とにて代ることを得)によりて課稅され、營業が

營業稅法にても、敷園に亘る營業にては各國の割前を所得と資本とに依るものとする。 一部、普魯四にあつて、他部が他國にあるときは、普魯四にある所得、資本(又は給料)の部分のみに課する。バイエルンの

ふ為めの資本の利用といふことくに依りて、其何れか一方のみを探つたよりはより公平ならし 且つロ一層捕捉を容易ならしめるさいふ長所がある。ハ之により各國收入を相當に確保する (a) 其長所 ― イ 此には所得に依ることの原則的公平といふことと、其に於ける捕捉難を

Ø

(b 其短所-

こさになり、こそして各國が之を採れば重複課税も大體避けられる。 -- イたヾ之によるも所得の捕捉難、資本の捕捉難が或度までに殘る。それに

Ringelman und Mühlfeld, a. a. O. S. 31. Asch. a. a. O. S. 28-9. 16)

所得の孕別難もある。ロ且つ之に依ると、所得といふ人的元素及物的元素の働きの結果の外に、 資本といふ物的元素を今一度押さへる為めに、營業の物的關係の分配が人的關係のよりも重きに

過ぐるの嫌がある。 2所得と給料額でに依る主義(註二0)

(証) 前出註一九多照

(a荚長所――イ此も所得の原則的公平と、其捕捉難を比較的捕捉易なる給料支出額にて)

對に營業の人的元素に偏重する嫌がある。 (1)隨つて各國の收入を確保し、二各國が之を採るとすれば重複課稅も避けられる。 分配難が残り、口特に此方は前の方法と反

補完する作用さを利用して一層公平なることが出來るし、(中同時に實行の容易といふことも得ら

る **、**。

()数多の外形標準を結合する主義

1 一般的に一定の組合せを定むる主義 (a 賣上高、土地建物の賃貸價格、従業者敷に依るの主義(註二1)

(註二1) 伊太利の新領土たる鴻墺匈領地に行はるゝ地方稅法では、支分所ある營業に對しての稅は、常該地方關體に於ける 營業設備の重さ及大さ、勢働者使用人の敷、營業取引高、管理者制與者の所在(本店か否か)を考慮して分配の割合を定むる

第二十二卷 (第三號 五九)

國際警業の課税

四三九

奫 設 國際營業の課税

ことゝなつて居るの

各地共同して之を採れば重複課税も避けられやう。

どが出來る。特に人的元素、

の標準に依らないから、

ィ其長所-

・比較的捕捉易のものを標準とするだけ、

質行は容易であり、そして單一

一層公平だといふこ

一方の缺點を他方をして捕完せしめるこさが出來、

物的元素が公平に見積られて居る。

此により各地相當の

收入を收

攻扱面倒さいふこと

後

人的元素たる標準に於ける從業者の数さいふのが從業者の價値を見て居らぬことである。 口其短所-- 强ゐて缺點をいへば、 あまりに標準が多過ぎて、

者を従業者への給料支出額に改めたら良からう。

往二三

んだ場合のやうに、 賃賃價格、一半は從業者敷に比例したるものを標準とす。 も人的元素も物的元素も平等に斟酌せられ、 ()設備の賃貸價格と従業者の敷とを折半結合する主義(註三) (イ其長所-各業、 -其標準は凡べて捕捉易であり、 業種異る為めの標準の相違よりしての苦情もなく、同企業單位内に於 後に述ぶるが如く業種により別の標準を選 前方法に比し標準の少いだけが簡單であ 一半は建

ける各部の人的元素、物的元素の偏傾によりて生ずる苦情もなく、先づ以て大體公平なる分配が

þ,

丽

カコ

Mair, Die Reform der Gemeindesteuern. 時事經濟問題四十一册 36.

17)

))

得られる。收入も各地さも相當に收められるし、それから各地相率ゐて之を採れば重複課稅も避

進んで考ふると使用人への給與額にせよ、設備の賃貸價格にせよ未だ其營業設備から生ずる所得 は適切なるものだといふを得る。此關係からいへは從業者について其給與額とせずして從業者の 働者も其所在の政府から色々の世話になるのであり、營業の物的元素たる設備も色々と所在政府 務者又は物件の能力といふことのみでなく、其が各稅權の屬する政府から受くる利益の度合とい 切なる標準だといふことがある。といふのは此別異の國一地方の間の稅收入分配については、義 を利用する外はない。そして此が特に國際又は地方際課税の問題については却つて所得よりも適 ど並行すといへないといふことも出來る。けれども其能力に適應するに最適當とせらるヽ所得に いことである。だから此を從業者へ支拂はるヽ給料額(賞與をも合め)と改めたら良からう。尤も から世話になるのであり、此から行くさ、使用人の給支額、設備の賃貸價格の如きに依るの分配 ふことをも考慮するのが至當である。此を前提するときに、營業に於ける人的元素たる使用人勞 よりて分配することに於て實行の大困難がある以上は、不十分ながらも此にいふやうな外形標準 ロ其短所 ――强ゐて缺點を求むれば人的元素の從業者數にて、其從業者の價値を見な

2業種により外形標準の組合せを別にするの主義(註二三)敷といふことにするのでも大な不都合はないことになる。

(二十二卷 (第三號 六一) 四四一

(杜二三) 我國現行營業稅が採つて居る。 四四二

營業によりては其よりも他の標準、例之、資本金額、賣上金高を選んだ方が適切且つ實行 a其長所――イ此は前の方法が物的元素に於て設備の賃貸價格と一定するのでは窮屈で

又一層公平の分配ともなり得る。(^各地之により相當の收入を得、'三且つ各國が皆之を採るなら 容易といふものに於て、之を利用するの便のあるだけ、前の方法よりも一層實行易でもあり、ロ ば重複課税を避けることも出來る。

けに取扱繁雑であり、異りたる國の協定といふものが、一層、得惡いといふ實行上の難點もある。 れ、其異つたものへ行はるへ結果として、各業種間に或度の不均衡を発れぬ。「標準の不統一なだ

論

()其短所――イ此によるときに、各種の營業に異りたる標準を指定するのに獨斷が行は)

之を適當公平に分配して重複課税なからしむる爲めには、國際間に一の主義が確立協定さるヽこ 以上要之、營業が國際的に分任する爲めに國際課稅といふことは大に困難を見出す所であるが、

どが望ましく、其方法としては本店所在地と其他の營業所所在地との間には一定の差等を附け、

且つ各營業所々在地の間に設備の賃貸價格と從業者の數又は其への給與額との比例により分配す るのが最も適當だと思ふ。此れでも不滿は殘るが、相對的に良き方法として推すことは出來る。